

広島県告示第四百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市沼隈町大字下山南地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
	区域の表示	区域の表示及び法			
菅野（六七七四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅野（六七七四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢操（六七七三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	矢操（六七七三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅野（六七七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅野（六七七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅野（二一） （三九二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅野（二一） （三九二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅野（二一） （三九二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅野（二一） （三九二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
太田（三九二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	太田（三九二六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅野（二一） （三九二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅野（二一） （三九二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅野（三九〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	菅野（三九〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒迫（三九〇六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	黒迫（三九〇六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
林崎西平（三八八五一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	林崎西平（三八八五一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
					区域の表示及び法

下山谷川 (八三七九)	土石流	次の図のとおり	下山谷川 (八三七九)	土石流	次の図のとおり
○ 黒迫川 (二)	土石流	次の図のとおり	黒迫川 (二 九)	土石流	次の図のとおり
黒迫川 (二 九)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
太田川 (二 八隣 a)	土石流	次の図のとおり	太田川 (二 八隣 a)	土石流	次の図のとおり
太田川 (二 八)	土石流	次の図のとおり	太田川 (二 八)	土石流	次の図のとおり
宮迫谷川 (一 七)	土石流	次の図のとおり	宮迫谷川 (一 七)	土石流	次の図のとおり
小坂谷川 (八 三六八)	土石流	次の図のとおり	小坂谷川 (八 三六八)	土石流	次の図のとおり
小坂川 (二 六)	土石流	次の図のとおり	矢操 (二五 五九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
矢操 (二五 五九―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
樫隈 (二八 八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	樫隈 (二八 八―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。